

○羽生市障がい者等日常生活用具の給付等に関する規則

別表（第3条、第9条関係）

1 介護訓練支援用具

品目等			給付対象者		基準額	区分	備考
品目	性能	耐用年数	障がいの程度	対象年齢			
特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	下肢又は体幹機能障害2級以上	18歳以上	154,000円	給付	
			難病患者等で寝たきりの状態	年齢制限なし	154,000円	給付	特定疾患医療受給者証の写しで必要性が確認できない場合は、医師の診断書の提出が別途必要
訓練用ベッド	腕又は足の訓練ができる器具を備えたものの	8年	下肢又は体幹機能障害2級以上	学齡児以上18歳未満	159,200円	給付	
			難病患者等で下肢又は体幹機能障害	年齢制限なし	159,200円	給付	特定疾患医療受給者証の写しで必要性が確認できない場合は、医

							師の診断書の提出が別途必要
特殊マ ット	褥瘡(じょくそ う)の防止又は 失禁等による 汚染若しくは 損耗を防止で きる機能を有 するもの	5年	下肢又は体幹機 能障害1級(常時 介護を要する場 合に限る。)	18歳以 上	19,600円	給付	
			重度又は最重度 の知的障がい 寝たきりの状態 及び下肢又は体 幹機能障害2級 以上	3歳以 上	19,600円	給付	
			難病患者等で寝 たきりの状態	年齢制 限なし	19,600円	給付	特定疾患 医療受給 者証の写 しで必要 性が確認 できない 場合は、医 師の診断 書の提出 が別途必 要
特殊尿 器	尿が自動的に 吸引されるも ので、障がい 者、難病患者等	5年	下肢又は体幹機 能障害1級(常時 介護を要する場 合に限る。)	学齢児 以上	67,000円	給付	

	又は介護者が容易に使用し得るもの		難病患者等で自力で排尿できない状態	年齢制限なし	67,000円	給付	特定疾患医療受給者証の写しで必要性が確認できない場合は、医師の診断書の提出が別途必要
入浴担架	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	下肢又は体幹機能障害2級以上 (入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	3歳以上	82,400円	給付	
体位変換器	介護者が障がい者又は難病患者等の体位を変換させるために容易に使用し得るもの	5年	下肢又は体幹機能障害2級以上 (下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する場合に限る)	学齡児以上	15,000円	給付	
			難病患者等で寝たきりの状態	年齢制限なし	15,000円	給付	特定疾患医療受給者証の写しで必要性が確認できない

							場合は、医師の診断書の提出が別途必要
移動用 リフト	介護者が重度身体障がい者又は難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	下肢又は体幹機能障害2級以上	3歳以上	159,000円	給付	
			難病患者等で下肢又は体幹機能障害	年齢制限なし	159,000円	給付	特定疾患医療受給者証の写しで必要性が確認できない場合は、医師の診断書の提出が別途必要
訓練椅子	原則として、付属のテーブルを付けるもの	5年	下肢又は体幹機能障害2級以上	3歳以上18歳未満	33,100円	給付	

2 自立生活支援用具

品目等			給付対象者		基準額	区分	備考
品目	性能	耐用年数	障がいの程度	対象年齢			
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者、	8年	下肢又は体幹機能障害を有し、入浴に介助を要する状態	3歳以上	90,000円	給付	

	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		難病患者等で入浴に介助を要する状態	年齢制限なし	90,000円	給付	特定疾患医療受給者証の写しで必要性が確認できない場合は、医師の診断書の提出が別途必要
便器	障がい者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	下肢又は体幹機能障害2級以上	学齢児以上	4,450円	給付	
	難病患者等が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができるものを含む。）	8年	難病患者等で常時介護を要する状態	年齢制限なし	4,450円（便器に手すりを付けた場合は、5,400円）	給付	特定疾患医療受給者証の写しで必要性が確認できない場合は、医師の診断書の提出が別途必要
頭部	転倒の衝撃から	3年	平衡機能又は	年齢	スポンジ及び革を主	給付	

保護 帽	頭部を保護できるもの		下肢若しくは体幹機能障害	制限なし	材料に製作されたものにあつては12,768円、スポンジ、革及びプラスチックを主材料に製作されたものにあつては30,870円		
			てんかんの発作等により頻繁に転倒する重度又は最重度の知的障がい	年齢制限なし	スポンジ及び革を主材料に製作されたものにあつては12,768円、スポンジ、革及びプラスチックを主材料に製作されたものにあつては30,870円	給付	
T字状又は棒状の杖	歩行時に体を支え、安定させるものであつて、対象者が容易に使用し得るもの	3年	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、杖の使用により歩行機能が補完される状態	年齢制限なし	木製のものにあつては2,266円、軽金属製のものにあつては3,090円	給付	
移動・移乗支援用具	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等性能を有する手すり、スロープ等であつて、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、	8年	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がい等を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	3歳以上	60,000円	給付	

	設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。						
特殊 便器	対象者又は介護者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く。	8年	上肢障害2級以上又は重度若しくは最重度の知的障がい（訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの）	学齢児以上	151,200円	給付	
			難病患者等の上肢機能に障がいをも有するもの	年齢制限なし			特定疾患医療受給者証の写しで必要性が確認できない場合は、医師の診断書の提出が別途必要
火災 警報 器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	障害等級2級以上の身体障がい（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又	年齢制限なし	15,500円	給付	

			はこれに準ずる世帯にある場合に限る。)				
			重度又は最重度の知的障がい（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯にある場合に限る。)	年齢制限なし	15,500円	給付	
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	障害等級2級以上の身体障がい（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯にある場合に限る。)	年齢制限なし	28,700円	給付	
			重度又は最重度の知的障がい（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者の	年齢制限なし	28,700円	給付	

			みの世帯又はこれに準ずる世帯にある場合に限る。)				
			難病患者等（火災発生感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみ）の世帯又はこれに準ずる世帯にある場合に限る。)	年齢制限なし	28,700円	給付	特定疾患医療受給者証の写しで必要性が確認できない場合は、医師の診断書の提出が別途必要
電磁調理器	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年	視覚障害2級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯にある場合に限る。）又は重度若しくは最重度の知的障がい	18歳以上	41,000円	給付	
歩行時間延長信号	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年	視覚障害2級以上	学齢児以上	7,000円	給付	

機用 小型 送信 機							
聴覚 障が い者 用屋 内信 号装 置	音、音声等を視 覚、触覚等により 知覚できるもの (サンドマスタ 一、聴覚障がい者 用目覚時計及び 聴覚障がい用屋 内信号灯を含 む。)	10年	聴覚障害2級 (聴覚障がい 者のみの世帯 及びこれに準 ずる世帯で、日 常生活上必要 と認められる 世帯にある場 合に限る。)	18歳 以上	87,400円	給付	
視覚 障が い者 用誘 導装 置	音声による目的 物(位置)等の確 認が可能となる もの	—	視覚障がいをも 有し、音声によ る誘導を必要 とする状態	年齢 制限 なし	56,000円	給付	
携帯 用信 号装 置	送信機と受信機 を一組とし、送信 機による合図(呼 出し)が触覚等に より知覚できる もので、携帯可能 なもの	—	聴覚障がいをも 有し、視覚・触 覚によらなけ れば呼出し等 に応じることが できない状態	年齢 制限 なし	18,000円	給付	
トイ レチ ェア	椅子様の形状を し、座位を保った まま排便が可能	—	頸髄損傷等に より、通常の便 座上で座位を	年齢 制限 なし	81,000円	給付	

一	なもの		保てない状態				
車椅子用 段差昇降機	地面と屋内床面の高低差が1メートル程度の場合であって、車椅子に乗ったままの状態が昇降可能なもの	—	身体障がいがあり、常時車椅子の使用を要する状態	年齢制限なし	260,000円	給付	
歩行支援用具	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	8年	難病患者等で下肢が不自由な者	年齢制限なし	60,000円	給付	特定疾患医療受給者証の写しで必要性が確認できない場合は、医師の診断書の提出が別途必要

3 在宅医療等支援用具

品目等			給付対象者		基準額	区分	備考
品目	性能	耐用年数	障がいの程度	対象年齢			
透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	腎臓機能障害3級以上であって、自己連続携行式腹膜	3歳以上	51,500円	給付	

			灌流法（CAPD） による透析療法を 行う状態				
ネブライザー (吸入し得るもの)	対象者又は介護 者が容易に使用 し得るもの	5年	呼吸器機能障害3 級以上又は同程度 の身体障がいをも つ、必要と認めら れる状態	学齢児 以上	36,000円	給付	呼吸器機能 障害3級以 上の手帳所 持者以外 は、医師の 診断書の提 出が別途必 要
			難病患者等で呼吸 器機能障がい	年齢制 限なし	36,000円	給付	特定疾患医 療受給者証 の写しで必 要性が確認 できない場 合は、医師 の診断書の 提出が別途 必要
電気式 たん吸引器	障がい者又は難 病患者等が容易 に使用し得るも の	5年	呼吸器機能障害3 級以上又は同程度 の身体障がいをも つ、必要と認めら れる状態	学齢児 以上	56,400円	給付	呼吸器機能 障害3級以 上の手帳所 持者以外 は、医師の 診断書の提 出が別途必 要
			難病患者等で呼吸	年齢制	56,400円	給付	特定疾患医

			器機能障がい	限なし			療受給者証の写しで必要性が確認できない場合は、医師の診断書の提出が別途必要
酸素ボンベ運搬車の	障がい者が容易に使用し得るもの	10年	医療保険における在宅酸素療法を行う状態	18歳以上	17,000円	給付	
視覚障がい者用体温計（音声式）	対象者が容易に使用し得るもの	5年	視覚障害2級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯にある場合に限る。）	学齢児以上	9,000円	給付	
視覚障がい者用体重計	対象者が容易に使用し得るもの	5年	視覚障害2級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯にある場合に限る。）	18歳以上	18,000円	給付	
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	5年	難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な状態	年齢制限なし	157,500円	給付	特定疾患医療受給者証の写しで必要性が確認できない場合は、医師の診断書の提出が別途

							必要
発動発 電機人 工呼吸 器外部 バッテ リー	居宅で使用する 人工呼吸器に接 続することで、 人工呼吸器の稼 働が可能な電力 を供給でき、対 象者又は介助者 が容易に使用し 得るもの	5年	呼吸器機能障害3 級以上又は同程度 の身体障がい。在 宅で常時人工呼吸 器を装着している 状態	年齢制 限なし	100,000円	給付	呼吸器機能 障害3級以 上の手帳所 持者以外 は、医師の 診断書の提 出が別途必 要

4 情報・意思疎通支援用具

品目等			給付対象者		基準額	区分	備考
品目	性能	耐用年 数	障がいの程度	対象年 齢			
携帯用 会話補 助装置	携帯式で、言 葉を音声又は 文章に変換す る機能を有 し、障がい者 が容易に使用 し得るもの	5年	音声機能若しくは 言語機能の障がい がある者又は肢体 不自由者であっ て、発声・発語に 著しい障がいを有 する状態	学齢児 以上	98,800円	給付	
情報通 信支援 用具	インテリキ ー、ジョイス ティック等又 は視覚障がい 者用ワープロ アプリケーション ソフト、 画面拡大ソフ	—	視覚障害2級以上 であって、情報機 器（パーソナルコ ンピュータ）の使 用により、社会参 加が見込まれる状 態	18歳以 上	100,000円	給付	
			上肢機能障害2級	18歳以 上	100,000円	給付	

	ト、画面音声 化ソフト等対 象者が情報機 器（パーソナ ルコンピュータ）を使用す るに当たり、 障がいがある ことにより必 要となる周辺 機器、ソフト ウェア等		以上であって、情 報機器（パーソ ナルコンピュータ） の使用により、社 会参加が見込まれ る状態	上			
点字デ イスブ レイ	文字等のコン ピュータの画 面情報を点字 等により示す ことのできる もの	6年	視覚障害2級以上 及び聴覚障害2級 以上の重度重複障 がいを有し、必要 と認められる状態	18歳以 上	383,500円	給付	
点字器 (標準 型)	触覚で識別で きる凸点を組 み合わせて構 成される点字 を打つための 用具	7年	視覚障がい	学齢児 以上	両面書真ちゅう版製に あつては10,712円、両 面書プラスチック製に あつては6,798円	給付	
点字器 (携帯 型)	触覚で識別で きる凸点を組 み合わせて構 成される点字 を打つための	5年	視覚障がい	学齢児 以上	片面書アルミニウム製 にあつては7,416円、片 面書プラスチック製に あつては1,699円	給付	

	用具						
点字タ イプラ イター	対象者が容易 に使用し得る もの	5年	視覚障害2級以上 であって、原則と して就学し、若し くは就労している 又は就労が見込ま れる状態	学齢児 以上	63,100円	給付	
視覚障 がい者 用ポー ダブル レコー ダー	音声等により 操作ボタンが 知覚又は認識 でき、かつ、 DAISY方 式による録音 及び当該方式 により記録さ れた図書の再 生が可能な製 品であって、 対象者が容易 に使用し得る もの	6年	視覚障害2級以上	学齢児 以上	録音再生機にあつては 85,000円、再生専用機 にあつては35,000円	給付	
視覚障 がい者 用活字 文書読 上げ装 置	文字情報と同 一紙面上に記 載された当該 文字情報を暗 号化した情報 を読み取り、 音声信号に変 換して出力す	6年	視覚障害2級以上	学齢児 以上	99,800円	給付	

	る機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの						
視覚障がい者用拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	視覚障がいを有し、本装置により文字等を読むことが可能になる状態	学齢児以上	198,000円	給付	
視覚障がい者用時計	対象者が容易に使用し得るもの	10年	視覚障害2級以上(音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な状態を原則とする。)	18歳以上	触読式にあつては10,300円、音声式にあつては13,300円	給付	
聴覚障がい者用通信装置	ファックス、テレビ電話等一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通	5年	聴覚障がい又は音声・言語機能障がい	学齢児以上	71,000円	給付	

	信が可能な機器であり、対象者が容易に使用できるもの						
聴覚障がい者用受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの	6年	聴覚障がい者を有し、本装置によりテレビの視聴が可能になる状態	年齢制限なし	88,900円	給付	
人工喉頭	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き	4年	音声機能障がいがあり、喉頭を摘出している状態	年齢制限なし	5,150円	給付	笛式

	構音化するもの						
	顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年	音声機能障がいがあり、喉頭を摘出している状態	年齢制限なし	72,203円	給付	電動式
福祉電話	障がい者が容易に使用し得るもの	—	外出困難な身体障がい（原則として2級以上）があり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる状態（障がい者のみの市民税非課税世帯及びこれに準ずる市民税非課税世帯にある場合に限る。）	18歳以上	83,300円	貸与	
点字図書	月刊や週間等で発行される雑誌を除く点字図書	—	視覚障がいを有し、主に情報の入手を点字によっている状態	年齢制限なし	点字図書価格	給付	限度あり (年間数冊程度)
文字放送ラジオ	F M文字多重放送の受信が可能なもの	—	聴覚障がい者であって、文字による情報を必要とする	年齢制限なし	23,000円	給付	

			状態				
--	--	--	----	--	--	--	--

5 排泄管理支援用具

品目等			給付対象者		基準額	区分	備考
品目	性能	耐用年数	障がいの程度	対象年齢			
ストマ装具	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋	—	ぼうこう・直腸機能障がいであり、ストマを造設している状態（身体障害者手帳申請中の場合を含む。）	年齢制限なし	1月当たり8,858円	給付	蓄便袋
	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の尿管袋で尿処理用のキャップ付きのもの	—	ぼうこう・直腸機能障がいであり、ストマを造設している状態（身体障害者手帳申請中の場合を含む。）	年齢制限なし	1月当たり11,639円	給付	蓄尿袋
紙おむつ等（紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用	対象者の衛生を保てるもの	—	ストマ用装具を装着することができない状態	3歳以上	1月当たり12,000円	給付	
			先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がい	3歳以上	1月当たり12,000円	給付	医師の診断書が別途必要

品) 及び洗腸用具			先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がい	3歳以上	1月当たり12,000円	給付	
			脳性麻痺等脳原性機能障がいにより排尿又は排便の意思表示が困難な状態	3歳以上	1月当たり12,000円	給付	
収尿器(普通型)	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置がついているもの	1年	脊髄損傷等による排尿障がい(特に失禁のある場合)により、収尿器を必要とする状態	年齢制限なし	男性用にあつては7,931円、女性用にあつては8,755円	給付	
収尿器(簡易型)		1年	脊髄損傷等による排尿障がい(特に失禁のある場合)により、収尿器を必要とする状態	年齢制限なし	男性用にあつては5,871円、女性用にあつては6,077円	給付	

6 住宅改修に伴う用具

品目等			給付対象者		基準額	区分	備考
品目	性能	耐用年数	障がいの程度	対象年齢			
居室生活補助用	障がい者及び難病患者等の移動等を円滑にする	—	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の	学齢児以上	200,000円	給付	給付は、原則1回とする。

具	用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	<p>脳病変による運動機能障がい（＊）を有し、障害等級3級以上（特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上）</p> <p>＊乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱うものとする。</p>			
		難病患者等であって、下肢が不自由な状態	年齢制限なし	200,000円	給付 給付は、原則1回とし、特定疾患医療受給者証の写しで必要性が確認できない場合は、医師の診断書の提出を要する。